平成２２年（フ）第１３８６号
仙台市泉区七北田字町53番地の１　ポストトロワ101
破産者　大内　洋治
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２３４号
福島県須賀川市六軒131番地　市営127号
破産者　小沼富士男
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１３８７号
横浜市都筑区中川２丁目９番９―1010号
破産者　佐々木真二
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０７号
神奈川県小田原市鴨宮314番地
破産者　寺澤　　真
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２５０号
富山市花園町４丁目12番１号、破産開始時の住民票上の住所富山市総曲輪３丁目２番27号
破産者　西森理三郎
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２０号
静岡県島田市高砂町6273番地の17
破産者　藁科　厚志
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２１号
静岡県島田市高砂町6273番地の17
破産者　藁科　紀子
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８８号
静岡県浜松市中区元浜町166番地　シティプレイス404号
破産者　石原　康弘
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
静岡県浜松市中区高丘東４丁目18番12号、住民票上の住所静岡県磐田市下大之郷178番地１
破産者　天野　隆秀
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
静岡県浜松市中区富塚町3876番地の47、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市中区西丘町312番地の３
破産者　鈴木　秀行
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１１８５号
大阪府泉南郡熊取町大久保中２丁目17―15、開始決定時の住所大阪府泉南郡熊取町小谷南３丁目１番２号
破産者　大谷　秀光
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２２１号
三重県伊賀市上野小玉町3091―３Ｂ、住民票上の住所大阪府泉南郡熊取町七山３丁目1200番地の２
破産者　月岡　常博
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２５７号
沖縄県うるま市江洲352―16―602、開始決定時の住所大阪府岸和田市下松町１丁目18番31―605号
破産者　阪口　　明
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７２１号
大阪府阪南市南山中93―３、住民票上の住所大阪府泉南郡岬町孝子765番地
破産者　茂野　雅紀
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７５６号
大阪府岸和田市上町６番３号
破産者　大西　保子
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７７４号
大阪府岸和田市池尻町167番地の４
破産者　泰雅住建こと　菅本　雅也
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
兵庫県明石市桜町７番１号、開始決定時の住所兵庫県明石市相生町２丁目２番７号　プレステージ明石203号
破産者　榎　九二夫
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
兵庫県明石市硯町２丁目７番20―301号
破産者　隅谷　　至
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
兵庫県明石市硯町１丁目７―35―602号、住民票上の住所兵庫県明石市硯町２丁目７番20―301号
破産者　平井　茂樹
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係